

釜石市自然遊び場事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 心豊かな子どもの育成に資することを目的とし、子どもに自主性及び創造性等を身に付けさせるような地域の自然環境を活用した遊びを提供する事業(以下「自然遊び場事業」という。)を実施する者に対し、予算の範囲内で釜石市補助金交付規則(昭和50年釜石市規則第44号)、釜石市補助金交付要領(平成19年釜石市告示第79号。以下「交付要領」という。)及びこの要綱により、補助金を交付する。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 団体を構成する者のうち半数以上(自然遊び場事業を実施する者が個人の場合にあっては、その者)が市内に在住、在勤又は在学していること。
- (2) 活動拠点が市内にあり、その活動が主に市内で行われること。
- (3) 営利を目的とした団体ではないこと。
- (4) 公序良俗に反する活動をしていないこと。

(交付対象経費及び補助金額)

第3条 補助事業の交付対象経費及び補助金額は、次の表のとおりとする。ただし、国、岩手県又は市その他公共的団体等から補助を受ける場合にあっては、当該補助の対象となる経費については交付対象経費から除く。

交付対象経費	補助金額
報酬、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費及び備品購入費	交付対象経費の10分の10以内の額(1,000円未満の端数は切り捨てる。)とし、1団体につき100,000円を限度とする。

(交付申請期限等)

第4条 補助金交付申請の期限は、毎年度5月31日とする。

2 交付要領第3条第1項第5号に規定する其他要綱で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 団体の構成員を確認できる書類。ただし、交付対象者が個人の場合にあっては、提出は不要とする。
- (2) イベント計画書等の事業概要及び開催日程等を確認できる書類
(令和4年告示37の2・一部改正)

(交付の条件)

第5条 交付要領第6条第1項の規定により要綱で定める交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 自然遊び場事業の実施に当たっては、年間を通じての事業計画を立案し、事業経費に係る収支を明らかにしていること。
- (2) 自然遊び場事業を計画するに当たっては、子どもの安全を確保するために必要な措置を講じること。
- (3) 自然遊び場事業を市の一会計年度内において4回以上実施すること。ただし、災害その他やむを得ない理由により、自然遊び場事業の実施回数が4回に満たなかった場合は、補助金額に、次に掲げる割合を乗じて得た額(1,000円未満の端数は切り捨てる。)を交付することとする。
 - ア 自然遊び場事業の実施回数が3回の場合 4分の3
 - イ 自然遊び場事業の実施回数が2回の場合 2分の1
 - ウ 自然遊び場事業の実施回数が1回の場合 4分の1

(令和4年告示37の2・一部改正)

(届出事項)

第6条 補助事業者は、次のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 住所若しくは所在地又は氏名若しくは名称を変更したとき。

(2) 代表者を変更したとき。

(完了期限等)

第7条 補助事業の完了及び補助金請求書等の提出期限は、毎年度3月31日とする。

2 交付要領第10条第5号に規定するその他要綱で定める書類は、自然遊び場事業実施時の写真等、事業の実施状況を確認できる書類とする。

(財産の処分の制限)

第8条 交付要領第14条の規定により要綱で定める財産の処分の制限をする期間は、5年とする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(令和4年3月29日告示第37号の2)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。